

2026年1月23日

各 位

会 社 名 株式会社豆蔵
代 表 者 名 代表取締役社長 中原 徹也
(コード番号：202A 東証グロース)
問 合 せ 先 取締役管理本部本部長 泉 健憲
(TEL. 03-6258-1134)

会 社 名 Roodhalsgans 1 株式会社
代 表 者 名 代表取締役 ライアン・ロバート・パトリック

Roodhalsgans 1 株式会社による
株式会社豆蔵（証券コード：202A）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

Roodhalsgans 1 株式会社は、本日、株式会社豆蔵の株券等を別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、Roodhalsgans 1 株式会社（公開買付者）が株式会社豆蔵（本公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2026年1月23日付「株式会社豆蔵（証券コード：202A）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2026年1月23日

各 位

会 社 名 Roodhalsgans 1 株式会社

代表者名 代表取締役 ライアン・ロバート・パトリック

株式会社豆蔵（証券コード：202A）の株券等に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ

Roodhalsgans 1 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2026 年 1 月 23 日、株式会社豆蔵（証券コード：202A、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）グロース市場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（下記「(2) 買付け等を行う株券等の種類」の「② 新株予約権」において定義します。以下同じです。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

公開買付者は、2025 年 11 月 28 日に設立された株式会社であり、本公開買付けを通じた対象者株式及び本新株予約権（以下「対象者株券等」と総称します。）の取得等を主たる目的としております。本日現在、アイルランド法に基づき設立された Roodhalsgans Limited の子会社である Roodhalsgans 2 株式会社（以下「公開買付者親会社」といいます。）が、公開買付者の発行済株式の全てを所有しております。また、本日現在、ルクセンブルク法に基づき組成されたスペシャル・リミテッド・パートナーシップ（無限責任を負うジェネラル・パートナーと有限責任を負うリミテッド・パートナーから構成される法人格を持たないパートナーシップです。）であり、EQT AB の関係会社が運用、管理又はアドバイスを提供する BPEA EQT Mid-Market Growth Partnership, SCSp（以下「MMG Fund」といいます。）が、Roodhalsgans Limited の発行済株式の全てをその子会社を通じて間接的に所有しております（以下、EQT AB 並びにその関係会社及びその他の関連事業体を「EQT」と総称します。）。本日現在、公開買付者、公開買付者親会社、Roodhalsgans Limited、MMG Fund 及び EQT は、対象者株券等を所有しておりません。

EQT は、スウェーデンに本社を置き、「企業を『Future-proof』（将来にわたり持続的に価値がある企業へと変革）し、世の中にポジティブなインパクトをもたらす」というパーソンズに基づく投資活動を行う、プライベート・エクイティ投資会社です。2025 年 9 月 30 日時点で、EQT は、Private Capital 及び Real Assets の 2 つの事業セグメントの下で、50 超のアクティビティファンドを通じて約 2,670 億ユーロ（約 48 兆円）の運用資産を有しております。また、2025 年 9 月 30 日時点において、EQT は、欧州、アジア、北米にわたる 25ヶ国以上の国で事業を展開しており、1,900 名以上の従業員と 600 名以上のアドバイザーのネットワークを有しております。EQT は、160 年以上続く産業資本家であり起業家精神と長期的な目線での事業哲学を有するスウェーデンのウォレンバーグ家を出自としております。ウォレンバーグ家による「企業の野心的な成長を支援し、優れた組織を作り、責任あるかつ持続的な形で価値を創造する、世界で最も尊敬される投資会社であれ」という創業理念に基づき EQT は 1994 年に設立されました。その出自ゆえに、EQT は持続的な成長と長期的な価値創造に注力しており、投資家、企業の経営陣及び従業員並びに顧客を含むあらゆるステークホルダーに対して価値を提供することをその投資の根幹に据えております。

日本における投資という観点では、EQT は 2006 年の日本オフィス開設以来 15 件の投資の実績を重ねております。日本企業に対しても EQT が有するグローバルのプラットフォームを活用し、支援を提供してきた実績があります。近年の主要な投資実績としては、2018 年 12 月に株式会社トライト、2019 年 3 月にパイオニア株式会社、2023 年 12 月に株式会社 HRBrain、2024 年 3 月に株式会社ベネッセホールディングス、2025 年 9 月に株式会社ケアネット、2025 年 12 月にフジテック株式会社があります。

今般、公開買付者は、対象者株券等の全て（但し、対象者の支配株主である株式会社 M&I（以下「M&I」といいます。所有株式数：10,912,500 株、所有割合（注 1）：65.94%）が所有する対象者株式（以下「本不応募株式」といいます。）及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、東京証券取引所グロース市場に上場している対象者株式を非公開化し、対象者を公開買付者の完全子会社とする目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決定しました。

(注 1) 「所有割合」とは、(i) 対象者が 2025 年 11 月 14 日に提出した第 6 期中半期報告書（以下「対象者半期報告書」といいます。）に記載された 2025 年 11 月 14 日現在の対象者の発行済株式総数（16,050,000 株）に、(ii) 対象者から報告を受けた本日現在残存する本新株予約権（2,501,000 個）の目的となる株式数（500,200 株）（注 2）を加算した株式数（16,550,200 株）。

以下「本基準株式数」といいます。)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。)をいいます。なお、対象者半期報告書によれば、2025年11月14日現在、対象者は自己株式を所有していないとのことです。

(注2) 公開買付者が、対象者から本日現在残存するものと報告を受けた本新株予約権の内訳は以下のとおりです。

新株予約権の名称	個数	目的となる対象者株式の数
第1回新株予約権	685,000 個	137,000 株
第2回新株予約権	275,000 個	55,000 株
第3回新株予約権	1,496,000 個	299,200 株
第4回新株予約権	45,000 個	9,000 株

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、2026年1月23日付で、インテグラル株式会社(以下「インテグラル」といいます。)、インテグラル3号投資事業有限責任組合、Innovation Alpha L.P.及び荻原紀男氏(以下「荻原氏」といいます。)の資産管理会社である株式会社豆蔵インベストメント(以下「豆蔵インベストメント」とい、インテグラル、インテグラル3号投資事業有限責任組合及びInnovation Alpha L.P.と併せて、以下「本M&I株主」といいます。)並びに荻原氏(本M&I株主と併せて、以下「本M&I株主等」といいます。)との間で、本公開買付けの成立及びその他一定の前提条件の充足を条件に、本公開買付けの決済の開始日をもって、本M&I株主が所有するM&Iの発行済株式(以下「本M&I株式」といいます。注3)の全て及び荻原氏が所有するM&Iの新株予約権(以下「本M&I新株予約権」とい、「本M&I株式」と併せて、以下「本M&I株式等」といいます。注4)の全てを公開買付者に譲り渡すこと(以下「本株式等譲渡」といいます。)、並びに、本M&I株主が、M&Iをして、本不応募株式を本公開買付けに応募させないことに合意する旨の株式譲渡契約(以下「本株式譲渡契約」といいます。)を締結しております。なお、本株式譲渡契約の詳細については、本公開買付けに関して公開買付者が2026年1月26日に提出する公開買付届出書(以下「本公開買付届出書」といいます。)の「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「① 本株式譲渡契約」をご参照ください。

(注3) インテグラルは本M&I株式を23,946株(M&Iの発行済株式総数(858,180株)に占める割合:2.79%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、M&Iの発行済株式総数(858,180株)に占める割合の計算において同じです。))、インテグラル3号投資事業有限責任組合は本M&I株式を668,175株(同割合:77.86%)、Innovation Alpha L.P.は本M&I株式を106,059株(同割合:12.36%)、豆蔵インベストメントは本M&I株式を60,000株(同割合:6.99%)、それぞれ所有しております。本M&I株主は、M&Iの発行済株式総数(858,180株)の全てを所有しております。

(注4) 荻原氏は、M&Iの発行済新株予約権の全てを所有しております。

公開買付者は、本公開買付届出書の「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、本M&I株主等から、本不応募株式を本公開買付けに応募せず、本公開買付け成立後に本M&I株主等から本M&I株式等を譲り受ける本株式等譲渡のストラクチャーの提案を受けたところ、本株式等譲渡によっても、公開買付者はM&Iを通じて本不応募株式の全てを間接的に取得することが可能であることから本取引の目的を達成できると考えております。また、M&Iが、吸収分割会社をM&Iとし、吸収分割承継会社を豆蔵インベストメントとし、効力発生日を2025年12月1日とする吸収分割により、一定の資産及び負債を除く一切の資産及び負債を豆蔵インベストメントに対して承継したことにより、本株式等譲渡の実行日(以下「本株式等譲渡日」といいます。)において、本不応募株式、豆蔵インベストメントに対する貸付金債権(以下「豆蔵インベストメント貸付金債権」といいます。)、豆蔵インベストメントにより発行された社債(以下「豆蔵インベストメント社債」といいます。)及び預金債権等以外の資産並びに公租公課及び未払費用等以外の負債を有しない株式会社となったことを踏まえて、本M&I株主等との間で、本M&I株式等の取得価額及び取得方法について協議を重ね、本株式等譲渡日においてM&Iが所有する本不応募株式以外の資産及び負債の内容を確認した結果、公開買付者が本M&I株主等に対して支払う本M&I株式等の譲渡価額(以下「本M&I株式等譲渡価額」といいます。)は、M&Iが本不応募株式を本公開買付けに応募した場合にM&Iが受領する価額と同等の経済的価値を受領することとなるため、法第27条の2第3項及び金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第8条第3項に定める公開買付価格の均一性規制に反しないと判断しております。なお、本M&I株式等譲渡価額は、(i)本不応募株式の数に本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)を乗じた金額から、(ii)本株式等譲渡日におけるM&Iの負債の金額を控除し、(iii)本株式等譲渡日においてM&Iが有する本不応募株式以外の資産の金額を加算した額とすることを想定しており、その場合、本M&I株式等譲渡価額は、M&Iがその所

有する対象者株式を本公開買付けに応募した場合の対価と実質的に異ならず、経済的な合理性が認められる」と判断しております（注5）（注6）。なお、本M&I新株予約権の譲渡価額は、本M&I株式1株当たりの譲渡価額に、行使可能な本M&I新株予約権の目的となる本M&I株式の数を乗じた額から、当該本M&I新株予約権の行使価額の総額を控除した金額とすることを想定しております。

- (注5) 上記(i)につき、M&Iが所有する本不応募株式を本公開買付価格と同額に評価するものであり、かつ、上記(iii)につき、本株式等譲渡日における豆蔵インベストメント貸付金債権をその元利金の合計額と同額で、本株式等譲渡日における豆蔵インベストメント社債をその償還価額及び利息の合計額と同額で、それぞれ評価の上、本M&I株式等譲渡価額を調整するものであるため、公開買付者は、本株式等譲渡は、M&Iの株式の取得における価格に相当性があると認められる場合であると判断しております。
- (注6) 公開買付者は、本M&I株主等から提案を受けた本取引に係る上記ストラクチャーにつき、(i)本株式等譲渡とともに公開買付者により対象者株券等に対する買付予定数の上限及び下限を定めない本公開買付けが行われること、(ii)本公開買付けにおける公開買付開始公告及び公開買付届出書において本株式等譲渡を含む本取引の全容が開示されること、並びに(iii)上記のとおり、本M&I株式等譲渡価額は公開買付価格の均一性規制に反せず相当性があると認められることから、金融庁企画市場局「公開買付けの開示に関する留意事項について（公開買付開示ガイドライン）」（2024年10月）の「C 株券等の公開買付けに関するQ&A」の（問16）を踏まえ、取引の実態に照らし、実質的に投資者を害するおそれがないと認められるため、本株式等譲渡の実行は公開買付規制に抵触するものではないと考えております。

また、公開買付者親会社の親会社であるRoodhalsgans Limitedは、2026年1月23日、伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」といいます。）との間で覚書を締結し、本取引の完了後、別途協議により合意する予定の株主間契約が締結されることを条件に、公開買付者親会社が伊藤忠商事に対して第三者割当の方法により優先株式（払込金額の総額：原則1,000,000,000円。以下「公開買付者親会社優先株式」といいます。）

(注7) を発行し、伊藤忠商事は公開買付者親会社優先株式を引き受けることを合意しております。なお、伊藤忠商事は、本日現在、対象者株券等を保有していないとのことです。

(注7) 公開買付者親会社優先株式の内容としては、大要、①公開買付者親会社が剩余金の配当又は残余財産の分配を行う場合には、公開買付者親会社優先株式を有する株主に対し、普通株式を有する株主に先立って配当又は分配を行うこと、②ある事業年度において公開買付者親会社優先株式を有する株主（以下「優先株主」といいます。）に対して支払う1株当たりの剩余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日とする優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積すること、③優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わないこと、④発行から2年経過後以降行使可能な金銭を対価とする取得条項及び取得請求権、⑤公開買付者親会社優先株式は公開買付者親会社の株主総会の議決権を有さないことが定められる予定です。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者株券等の全て（但し、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを目的としているため、買付予定数の上限を設定しておりません。また、公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を設定しておらず、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の全部の買付け等を行います。これは、対象者の株主を公開買付者及びM&Iのみとするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。但し、本公開買付けの決済後において、公開買付者が所有する対象者株式の数と同数以上の対象者株式を所有する株主（但し、M&Iを除き、以下「多数所有株主」といいます。）が存在し、又は会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第180条に基づく対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）の効力発生直前時において多数所有株主が生ずることが見込まれる場合には、本スクイーズアウト手続として、対象者の株主をM&Iのみとするための一連の手続を実施する可能性があります。この点も含めて、本スクイーズアウト手続の詳細については、本公開買付届出書の「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。）の一環として本株式併合を実施するに当たっては、対象者において会社法第309条第2項に規定する株主総会の特別決議が要件とされているところ、本株式譲渡契約において、公開買付者は、本M&I株主等との間で、本公開買付けの決済の開始日をもって、本M&I株式等を譲り受けることを合意しているところ、M&Iが所有する本不応募株式に係る議決権数（109,125個）は、(i) 対象者半期報告書に記載された2025年11月14日現在の対象者の発行済株式総数（16,050,000株）に、(ii) 本新株予約権のうち、2026年4月頃に開催予定の本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会に係る基準日までに行使可能となる可能性のある本新株予約権（456,666個）の目的となる株式数（91,333株）を加算した株式数（16,141,333株）に係る議決権数（161,413個）の3分の2を超えていることから、本公開買付けにおいて買付予定数の下限を設定しなくても本スクイーズアウト手続を確実に実行することができると考えられることに加えて、買付

予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する対象者の株主の皆様の利益に資さない可能性もあるものと考えたためです。

なお、M&I が本日現在所有する対象者株式 10,912,500 株（所有割合：65.94%）に係る議決権の数が上記の議決権の数の 3 分の 2 を超えていることから、本公開買付けを経ずに株式併合を実行することも可能ですが。もっとも、株式併合の場合には、経済条件が株式併合比率によって表されるため、1 株当たりの経済条件が少数株主にとって分かりにくいかと考えられる取引であるのに対し、金銭を対価とする公開買付けの場合には、経済条件が比率ではなく金額で提示されることの分かり易さに加え、少数株主の皆様に対して、対象者に義務付けられる公開買付けに関する対象者の意見表明の内容（賛同及び応募推奨の有無等）も踏まえた上で本取引の経済条件について適切にご検討・ご判断いただく機会を提供するとともに、本取引につきより早期に売却機会を提供することが可能であるため、少数株主の皆様の利益を保護し、本取引の公正性を担保する観点からより望ましいと考え、公開買付けを通じた完全子会社化を実施することが最適であると判断いたしました。

公開買付者は、本公開買付けに係る決済に要する資金を、公開買付者親会社からの出資及び金融機関からの借入れにより賄うことを予定しております。

本公開買付けの概要は以下のとおりです。

(1) 対象者の名称

株式会社豆蔵

(2) 買付け等を行う株券等の種類

- ① 普通株式
- ② 新株予約権

- イ 2021 年 4 月 2 日開催の対象者取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第 1 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2021 年 4 月 16 日から 2027 年 3 月 31 日まで）
- ロ 2021 年 4 月 2 日開催の対象者取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第 2 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2021 年 4 月 16 日から 2027 年 3 月 31 日まで）
- ハ 2021 年 4 月 2 日開催の対象者取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第 3 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2021 年 4 月 16 日から 2027 年 3 月 31 日まで）
- ニ 2022 年 12 月 28 日開催の対象者取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第 4 回新株予約権」とい）、第 1 回新株予約権、第 2 回新株予約権、第 3 回新株予約権及び第 4 回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。）（行使期間は 2022 年 12 月 29 日から 2027 年 3 月 31 日まで）

(3) 買付け等の期間

2026 年 1 月 26 日（月曜日）から 2026 年 3 月 10 日（火曜日）まで（30 営業日）

(4) 買付け等の価格

普通株式	1 株につき金 3,551 円
第 1 回新株予約権	1 個につき金 634 円
第 2 回新株予約権	1 個につき金 634 円
第 3 回新株予約権	1 個につき金 634 円
第 4 回新株予約権	1 個につき金 550 円

(5) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	5,637,700 (株)	— (株)	— (株)

合計	5,637,700 (株)	一 (株)	一 (株)
----	---------------	-------	-------

- (注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数を記載しております。当該最大数は、本基準株式数（16,550,200 株）から、本不応募株式の数（10,912,500 株）を控除した株式数（5,637,700 株）です。
- (注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注5) 公開買付期間の末日までに本新株予約権の行使により交付される対象者株式も本公開買付けの対象としております。

(6) 決済の開始日

2026 年 3 月 17 日（火曜日）

(7) 公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号

なお、本公開買付けの具体的な内容は、本公開買付届出書をご参照ください。

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

この情報には公開買付者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、公開買付者に対してこれらを送ってきたとしてもお受けできません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。